

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 8 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380007

研究課題名(和文)メタ規範論を基盤とする法概念論と法価値論の統合的再構成

研究課題名(英文) Integration of descriptive theory and normative theory of law based on metaethics

研究代表者

安藤 馨 (Ando, Kaoru)

神戸大学・法学研究科・准教授

研究者番号：20431885

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：第一に、法的言明について真理性を発話者・評価者へと二重に相対化する型の意味論的相対主義の適用可能性を検討した。その結果、法実証主義的な規約主義と適合的な外見にもかかわらず、不同意の存在が説明できないという古典的難点が必ずしも克服されないことから、固有の理論的長所が意外に乏しいことが明らかとなった。第二に、法的判断と判断主体の行為者性(agency)の問題を検討した。行為者の単位については、方法論的個人主義の再検討を通じて団体の実在を認めつつ、その構成員と全体との義務の相克について明らかにした。また、命令説から制裁説までの法モデルのスペクトラムと法的主体の行為者性の内在的連関を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：First, we examined the applicability of semantic relativism to legal judgement/statement. We found that, contrary to its appearances, the alleged merits of truth relativism over content relativism is unwarranted because the "faultless disagreement" phenomena, which semantic relativism resorts to in order to solve the disagreement problem, can also provide theoretical resources for rather classical form of indexical views such as speaker relativism to avoid the problem. Second, we examined the plurality of the subject of legal judgement. We found the reality of group agency to be metaphysically unproblematic and methodological individualism self-destructing. Finally we classified various models of law (i.e. pure imperative theory, Kelsenian sanction theory etc.) and put them into a spectrum and make it correspondent with the various understanding of legal subjects (i.e. as person with reason or as human animal).

研究分野：法哲学

キーワード：法概念論 法価値論 相対主義 意味論 法的言明

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、法概念論とメタ倫理学を含むメタ規範理論の関係、後者が前者をいかに制約するかに関心を持って研究を進めてきた。とりわけ、現在では不人気である、命令説的な古典的法モデルの意義を再構成することに関心を有してきた。

(2) このような背景の下で、法的言明、なかんずく法的当為言明の意味論と、言明主体の行為者性(agency)の構造の解明が中心的関心となった。本研究では、近年の哲学的意味論の進展と、団体を含む行為者性の存在論の進展という事情を踏まえつつ、これらの問題に取り組みうとした。

2. 研究の目的

上述の背景に照らして、研究の最終的目的はある一定の規範理論(たとえば帰結主義)や存在論(たとえば団体実在論)を採用することが、そこで前提(presuppose)される行為者像を通じて、採用可能な法モデルとそれゆえ法概念論にいかなる影響を与えるか、を明らかにすることであった。またこの目的のために

(1) 法によって支配される行為者の行為者性を分類し、この分類と採用可能な法モデルとの対応関係を明らかにする。

(2) 具体的な実定法との関係で、そこで前提される被支配主体の行為者性を明らかにし、一定の実定法学上のコミットメントが上記(1)を通じて、法における被支配者の行為者としての描像に一定のコミットメントを迫ることを示す。

という下位の目的が設定された。

3. 研究の方法

主として文献研究の方法によった。また、その一環として海外研究者との意見交換を行った。

4. 研究成果

法モデル、すなわち、法がいかなる形式の法規範の体系であるか(命法のような行為当為規範であるのか、要件 制裁型の事態当為規範であるのか)について分類・解明し、当為一般の形式的構造を明らかにするメタ規範論的分析とそれを接合した。

(1) ある具体的な規範理論の形式的な当為構造を明らかにするメタ規範論的分析を得た。具体的には、帰結主義について、ある対象(行為、規則、制度 etc.)が規範的に正当化されるということが具体的には何を意味するのかを詳細に分析、検討した。その上で、帰結主義が法を含む制度を

規範的に評価する際に、それを制度たらしめている社会的事実(たとえば被支配者の受容や立法などの集合的行為)が因果的に惹起する帰結に着目する必要があることを指摘した。なお、この結果は論文として公表された。

(2) 法的モデルを純粋な命令説から純粋な因果的制裁説へのスペクトラムとして分類し、法モデルが想定する基本的法規範の行為当為性の濃淡として分析した。その結果として、純粋な命令説から始まって法規範の行為当為性が希薄化していく契機として、近世末期のサラマンカ学派、ワイマール期のケルゼン、ともに「法による良心の拘束を否定することによって社会的秩序を確保する」という近代的なりべラル国家の構想が背後にあることを指摘した。なお、この結果は論文として公表された。

(3) またメタ規範理論の問題として、本研究は認知主義的な相対主義の可能性について関心を有しているが、その手前で非認知主義的な表出主義の理論的成否が問題となる。これについても一定の分析を行い、非認知主義的表出主義が固有の難点を抱えながらも、なお可能な道筋であり続けていることを指摘した。なお、この結果は論文として公表された。

具体的な実定法との関係で、それが持つ様々な意味論的・存在論的コミットメントを明らかにし、上記のような法モデル論と結合するという作業を行った。なお、これらの結果の一部は、他研究者との共著として公開された。

(4) 民法学について、20世紀前半にはむしろ主流であった団体主義的思考・志向が現在希薄化し、個人主義が当然の前提とされている現状について検討した。心の哲学などで議論されている随伴性と還元主義の存在論的問題の検討を通じて、還元主義の不徹底な形態としての方法論的個人主義の自壊性を指摘した(論文として公表した)。その上で、団体の実在性を認めた場合に、私法上の主体がどのように理解されるべきかを検討し、いわゆる自然人としての「個人」もが実際には実在的団体として理解されるべきことを指摘した(論考として公表した)。

(5) 刑法学について、20世紀前半にはむしろ主流であった新派刑法学的思考

が、批判的検討抜きに単に忘れ去られたとよい状態にある現状について検討した。ここでは、不能犯と未遂犯の区別が形而上学的に難しいこと、あえてその区別を確保しようとするれば、処罰根拠が行為それ自体ではなく行為「者」の危険性に求められなければならない、不能犯における「危険性」を客観化することが大方の予想に反してむしろ新派刑法学を基礎づけることを指摘した。また、古典的な非難可能性としての責任を刑法から除去することと、私法の領域で進展する無過失責任の拡大とが自由意志論とそこでの行為者性理解という共通の背景をもつことを指摘した(論考として公表した)。

- (6) 憲法学について、現状では極めて不人気の「違憲合法論」の成立可能性を検討した。法的推論の構造を分析することによって、ある法規範が他の法規範に優越して扱われるということが、優越する側の法規範それ自体ではなく、法的に妥当する法体系外の推論規程によって基礎づけられている(したがって憲法自身に書き込まれた憲法の最高法規性なるものはおよそ意義を持たない)ことを指摘し、ある対象(たとえば自衛隊)が違憲かつ合法であるということが論理的に成立しうることを指摘した(論考として公表した)。

また、帰結主義の構造に対し、規範的判断の主体である行為者及びその単位を分析するという関心から、分析を加えた。

- (7) カント的普遍化と帰結主義の結合として理解されることの多い規則帰結主義について、パーフィットによって近年提出されている、カント主義と契約説と帰結主義がともに規則帰結主義に行き着くという議論を検討し、前二者から規則帰結主義が導かれるという論証をそれが提供しているとしても、帰結主義から規則帰結主義を導く論証が存在しないことを指摘した。なお、その結果が日本カント協会の学術大会で報告され、また論文として刊行された。
- (8) また、世代(generation)という集団を単位とする道徳的判断の問題としての世代間正義について分析を行った。現存世代間での対立の問題と、現存世代・未存在世代の間の対立の問題を区別しつつ、しかし、前者の問題と後者の問題が「世代を主体と

する生殖・再生産の義務」を通じて結びついていることを指摘した。また、いわゆるシルバーデモクラシーの問題を検討し、その解決策としての老年世代からの選挙権の剥奪(disenfranchisement)が必ずしも不当ではないにせよ、最終的には1人1票の直接民主制に帰着するだけであり、デモクラシーに対する手続主義的依拠が最終的には正当化できないであろうことを指摘した。なお、これらの結果は論文として公表された。

- (9) 上記に関連して、民主政の正当化根拠としての手続説を批判的に検討した。また、民主政の正当化と神命説の正当化が同型構造を有していることを指摘しつつ、民主政の正当化根拠が「正答」をもたらす能力にあるとする認識説をその理想主義的形態において擁護しうることを指摘した。この結果は論文として公表された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計11件)

安藤馨、民主政を支えるもの、論究ジュリスト、無、No.22、2017、19-26頁

安藤馨、帰結主義と「もしみんながそれをしたらどうなるか」、日本カント研究、無、18号、2017、54-72頁。

安藤馨、応報主義と帰結主義の相剋(?)、法哲学年報 2015、無、2016、47-62

Kaoru Ando, Ethics of State Control over Immigration, *Kobe University Law Review*, 49 (2016): 51-58

安藤馨、集団的行為主体と集団的利益：その实在性を巡る短い覚書、民商法雑誌、2015、無、150巻4/5号 587-608頁

安藤馨、(連載 法哲学と法哲学の対話：ときには法をめぐって)第11回「テーマ6 最高ですか?(提題)」、法学教室、2016、無、425号 69-79頁

安藤馨、(連載 法哲学と法哲学の対話：ときには法をめぐって)第10回「テーマ5 正義・同一性・差異(応答)」、法学教室、2015、無、424号 60-69頁

安藤馨、(連載 法哲学と法哲学の対話：ときには法をめぐって)第7回「テーマ4 法と危険と責任と(提題)」、法学教室、2015、421号 56-65頁

安藤馨、(連載 法哲学と法哲学の対話：ときには法をめぐって)第6回「テーマ3 平等の平等か、不平等の平等か(応答)」、法学教室、2015、無、420号 41-48頁

安藤馨、(連載 法哲学と法哲学の対話 :
ときには法をめぐる) 第 3 回「テーマ
2 団体が、そして団体のみが(提題)」
法学教室、2015、無、417号 54-61 頁
安藤馨、(連載 法哲学と法哲学の対話 :
ときには法をめぐる) 第 2 回「テーマ
1 権利と人権のあいだ:人権の基礎(応
答)」
法学教室、2015、無、416号 41-47
頁

の各論考は、加筆・拡大の上で
下記〔図書〕『法哲学と法哲学の対話』に
収録されている。なお、単行本形式の論文集
所収論文は形式上本項ではなく下記の〔図
書〕に記載した。

〔学会発表〕(計 3 件)

安藤馨、日本カント協会第 41 回大会:
共同討議 1「カントと功利主義」: 論題「帰
結主義と『もしみんながそれをしたらどうな
るか』」

Kaoru Ando, International Conference
on Catastrophe and Justice 《Migration
and catastrophes》: Ethics of State
Control over Immigration

安藤馨、日本法哲学会 2015 年度学術大
会: 応報の行方: 論題「応報主義と帰結
主義の相剋(?)」

〔図書〕(計 8 件)

安藤馨・大屋雄裕、有斐閣、『法哲学と法
哲学の対話』、2017、366 頁

以下は単行本収載論文

安藤馨、統治理論としての功利主義、若
松良樹 編『功利主義の逆襲』ナカニシ
ヤ出版 2017、177-208 頁

安藤馨、応報主義と帰結主義の相剋、若
松良樹 編『功利主義の逆襲』ナカニシ
ヤ出版 2017、209-230 頁

安藤馨、租税と刑罰の境界史 法の諸
モデルとその契機、渋谷・弘中・神山 編
『現代租税法講座 第 1 巻 理論・歴史』
日本評論社、2017、321-343 頁

安藤馨、世代間正義における価値と当為、
杉田敦 編『講座 現代 4 グローバ
ル化のなかの政治』岩波書店、2016、31-52
頁

安藤馨「規範と法命題」 行方を訊ね
て、瀧川裕英・大屋雄裕・谷口功一 編
『遅しきリベラリストとその批判者た
ち: 井上達夫の法哲学』ナカニシヤ出
版、2015、3-33 頁

安藤馨、統治と監視の幸福な関係
ベントムの立憲主義を巡るひとつの非歴
史的随想、深貝保則・戒能通弘 編『ジ
ェレミー・ベンサムの挑戦』ナカニシヤ
出版、2015、310-331 頁

安藤馨、功利主義者の立法理論、井上達
夫 編『立法学のフロンティア 1:
立法学の哲学的再編』ナカニシヤ出版、
2014、76-102 頁

〔産業財産権〕

研究の性質上存在しない

出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安藤 馨 (ANDO, Kaoru)
神戸大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号: 20431885

(2) 研究分担者

特になし

(3) 連携研究者

特になし

(4) 研究協力者

特になし